企業連携契約書

　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、株式会社ウィズチャイルド（以下「乙」という。）は、乙が企業主導型保育事業として運営する【聖蹟こどもTERRACE】の利用（以下「本業務」という。）について、次の通り連携契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的及び利用条件、定員等）

第１条　本契約は、乙が企業主導型保育事業として運営する【聖蹟こどもTERRACE】（以下「本件保育園」という。）を、連携企業として共同利用するための契約内容を定めることを目的とする。

２　連携企業として本件保育園を利用するにあたっては、子ども・子育て支援法第６９条に基づき子ども・子育て拠出金を納付している企業であることを条件とする。

３　定員枠については、甲乙が協議の上、合意に基づき互いに共同利用できるものとする。

（保育の実施場所）

第２条　保育の実施場所は、東京都多摩市関戸４－３３－６に設置する企業主導型保育園【聖蹟こどもTERRACE】とする。

（本業務内容）

第３条　本業務の主たる内容は、甲の雇用する従業員（以下「保護者」）が養育する乳幼児を保育し、当該乳幼児の健全な心身の発達を図ると共に、保護者の仕事と子育ての両立の支援を行なうものである。

（個人情報保護）

第４条　甲乙は、本業務上知り得た全ての個人情報を厳重に取り扱うものとし、これを正当な理由なく第三者に提供・漏洩してはならない。この個人情報保護の義務は、本契約終了後も同様である。

２　官公署及び法令により刑罰付きの守秘義務が課されている専門家等への相談・通知等は、前項の正当な理由として扱うものとする。

（有効期間）

第５条　本契約の有効期間は、本契約締結時から１年間とし、甲乙いずれか一方からの書面による解約申し入れがない場合は、以後自動的に１年間更新されるものとし、これ以後も同様とする。

２　甲または乙は、本契約の有効期間内であっても、甲乙いずれか一方が相手方に３か月以上の予告期間を設けて文書にて通告することにより、本契約を解約することが出来るものとする。

３　有効期間内であっても、本件保育園の定員に空きがある場合のみ受け入れるものとし、満員の場合は、乙は新規の受け入れを断ることができる。

（費用負担）

第６条　保育料に関しては、乙と保護者の直接契約により、乙が料金表に定めた保育料を保護者が乙に直接支払うものとする。

２　乙及び保護者が甲に対し費用負担を求めることはなく、本契約において甲に費用負担はなく、将来においても同様とする。

（甲の免責事項）

第７条　保護者が乙の運営する保育所との関係で契約違反もしくは契約解除があった場合において、甲は一切の連帯責任を負う事はない。乙と保護者の契約内容及び本件保育園の運営内容について甲は関与せず、また責任を負う事もない。

（反社会的勢力の排除）

第８条　甲乙は、次の各号に該当する者が経営・業務に関与しておらず、これらの者と交際もないことを確約する。

　（１）暴力団並びにその構成員及び準構成員

　（２）暴力団関係企業

　（３）総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ

　（４）暴力団員でなくなってから５年を経過していない者

　（５）その他前各号に準ずる者

２　前項に反する事実が判明した場合、催告なく本契約を解除することができ、これにより相手方に損害が生じた場合においても、これを賠償する責任を負わない。

（契約の解除）

第９条　前条の他、甲又は乙が、次の各号の一に該当する場合、相手方は催告することなく、この契約を解除できる。

　（１）本契約の条項に違反し、相手方からの要求に対して改善が見込まれない場合

　（２）故意又は重大な過失により、相手方に重大な損害を与えた場合

　（３）破産・民事再生などの申立てを受け、または自ら行った場合

２　前項の解除は、損害賠償の請求を妨げるものではない。

（広告宣伝に関する事項）

第１０条　甲乙は、連携契約関係にある旨を、甲乙それぞれのパンフレット、ホームページ及びSNS等において掲載しようとする際には、事前に掲載内容の確認を相手方に対し行ない、承諾を得るものとする。無断で相手方の会社の名称、会社役員及び職員の名称を利用する事はしない。

（合意管轄）

第１１条　本契約又は本契約に関連して、甲乙間に生じる全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議事項）

第１２条　この契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた時は、甲乙信義誠実の原則に従って誠意をもって協議する。

　本契約の締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

甲：

　　　　　　　印

乙：　東京都多摩市関戸１－１－５ザ・スクエアＥ－５

株式会社ウィズチャイルド

　　　代表取締役　　田　中　鉄　太　郎　　　　　印